

第2号様式(第5条)

(表)

第 号

身 分 証 明 書

所 属

職 名

氏 名

(年 月 日生)

上記の職員は、横浜市自転車等の放置防止に関する条例第12条又は第13条第2項の規定に基づき、放置自転車等を移動することができる職員であることを証明する。

年 月 日

横浜市長

印

(縦6.5cm、横9cm)

(裏)

横浜市自転車等の放置防止に関する条例(抜粋)

第12条 市長は、放置禁止区域内に放置されている自転車等を、あらかじめ市長が定めた場所(以下「保管場所」という。)に移動し、又は当該職員に移動させることができる。

第13条 市長は、公共の場所(放置禁止区域以外の場所に限る。)の良好な生活環境を保持するため必要があると認めるときは、放置されている自転車等を整理し、又は自転車等を放置し、若しくは放置しようとする利用者等に対し、当該自転車等を自転車駐車場その他適切な場所に移動するよう指導することができる。

2 市長は、前項の規定による指導に従わず、自転車等が規則で定める期間放置されているときは、当該自転車等を保管場所に移動し、又は当該職員に移動させることができる。

(証明書の携帯等)

第14条 第12条又は前条第2項の規定により自転車等を移動する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。